

【商品概要説明書】

普通預金

(平成23年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・普通預金
2. 販売対象	・個人・法人・任意団体等
3. 期間	・この預金には払戻に関する期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の本支店窓口のほか、キャッシュカードにより当行の現金自動預金機でも預入ができます。なお、個人用のキャッシュカードについては、オンライン提携金融機関での預入もできます。 ・1円以上、1円単位
5. 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の本支店窓口のほか、キャッシュカードにより当行の現金自動支払機でも払戻ができます。なお、個人用のキャッシュカードについては、オンライン提携金融機関での払戻もできます。 ・定期積金の自動振替や公共料金の自動引落など、契約に基づき自動的に払戻することもできます。 ・1円以上、1円単位
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・個人は分離課税(国税15%、地方税5%、合計20%)、法人は総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に、当行およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の普通預金は総合口座による当座貸越が利用できます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率) ・別途、特約による切替によって、利息を無利息として預金保険による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。
9. 預金保険の適用	・適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	――
11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	――
12. 想定されるリスク	――

13. その他参考となる事項	—
14. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 お客様相談窓口 【電話番号】 0120-700-858 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】 info@shizuokachuo - bank. co. ip ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 全国銀行協会相談室 【電話番号】 0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）